

令和 8 年度税制改正 個人事業者に係るおもな項目

1. 青色申告特別控除の見直し (令和 9 年分からの適用です)

青色申告特別控除の上限額を 75 万円に引き上げや簡易帳簿で記帳できる方を限定するなどの見直しがおこなわれました。

対象者	記帳方法		申告方法		控除の 上限額	
	手書き帳簿	会計ソフト	電子申告	書面提出		
▶事業所得者 (営業・農業) ▶事業的規模の不動産所得者	複式簿記	—	◎※1	○	—	75 万円
		○	○	○	—	65 万円
		○	○	—	○	10 万円
▶事業的規模に満たない不動産所得者 ▶山林所得者	簡易帳簿	○	○	○	○	10 万円
▶事業所得者(営業・農業)または不動産所得者 (事業的規模)で前々年の収入金額が 1,000 万円 以下の方※2		簡易帳簿で記帳できる 方が限定されます※3		○	○	10 万円
▶事業的規模に満たない不動産所得者 ▶山林所得者						
◆収入 1,000 万円超の方が『簡易帳簿』で記帳している(事業的規模)					0 万円	

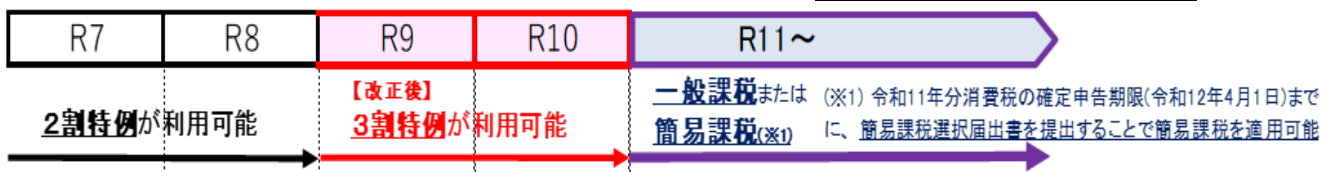
※1 ◎印は、⑦優良な電子帳簿(訂正削除履歴等)または④請求データ等との自動連携のいずれかに対応する会計ソフトに限定され、75 万円控除の適用を受ける所得税の法定申告期限までに、税務署に所定の届出書を提出する必要があります(改正前の 65 万円控除等の適用を受けるために⑦の届け出が済んでいる方は再提出不要)。ただし、こうした条件を満たしても、申告方法が電子申告ではなく、書面提出とした場合は 10 万円控除になります。

※2 事業所得と不動産所得の両方がある方は、いずれも前々年の収入金額が 1,000 万円以下でなければいけません。

※3 令和 9 年分以後は、簡易帳簿で適用が受けられる 10 万円控除の適用者から、前々年分の事業所得または不動産所得(事業的規模)の収入金額が 1,000 万円超の方は、控除対象から除外されます。

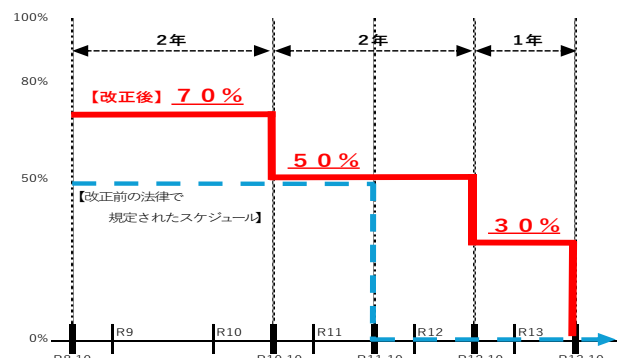
2. インボイス税度の経過処置の延長

① 納税額を売上税額の 2 割とする 2 割特例(令和 8 年分まで)は、個人事業者に限って、割合を 3 割として 2 年延長され、令和 9 年分と 10 年分の申告で適用できます。(簡易課税は事前に届出が必要)



② インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る税額控除の経過措置は、控除可能割合が次のとおり見直され、適用期間が延長されました。

	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 8 年 9 月 30 日まで	80% 控除
改正後	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 10 年 9 月 30 日まで	70% 控除
	令和 10 年 10 月 1 日から 令和 12 年 9 月 30 日まで	50% 控除
	令和 12 年 10 月 1 日から 令和 13 年 9 月 30 日まで	30% 控除



3. 基礎控除の額の見直し（個人住民税は改正されません）

基礎控除額が、次のとおり見直されました（居住者に限ります）。

合計所得金額	改正後		改正前
	令和8・9年分	令和10年分以後	
132万円以下	104万円	99万円	95万円
132万円超 336万円以下		88万円	
336万円超 489万円以下		62万円	68万円
489万円超 655万円以下		63万円	
655万円超 2,350万円以下		62万円	58万円

※1 合計所得金額 2,350 万円超の場合は、見直しがありません。

※2 合計所得金額 2,350 万円以下の非居住者の基礎控除の額は、一律 62 万円です。

※3 令和 10 年分の基礎控除の額は、物価の上昇を踏まえて見直しがされる予定です。

4. 給与所得控除の額の見直し（個人住民税も同様に改正されます）

給与所得控除の額が次のとおり見直されました。

給与の収入金額	改正後		改正前
	令和8・9年分	令和10年分以後	
190万円以下	74万円	収入金額×30%+8万円(69	65万円
190万円超 220万円以下		万円以下の場合は69万円)	収入金額×30%+8万円

※1 給与等の収入金額 220 万円超の場合は、見直しがありません。なお、上記の金額は居住者に適用されるものです。

※2 個人住民税への適用は、令和 9 年分からになります。

※3 令和 10 年分の給与所得控除の額は、物価の上昇を踏まえて見直しがされる予定です。

5. ひとり親控除の額の引き上げ（令和9年分からの適用です）

ひとり親控除の額が 38 万円(現行 35 万円)に引き上げられました。

※ 個人住民税では 33 万円(現行 30 万円)に引き上げられ、令和 10 年度分から適用されます。

6. 扶養控除等の所得要件の見直し（個人住民税も改正されます）

基礎控除の額の見直しにより、扶養控除等の所得要件が見直されました。

※1 個人住民税への適用は、令和 9 年分からになります。

※2 ひとり親の生計を一にするこの所得要件は総所得金額等の合計額です。

扶養親族等の区分	合計所得金額	
	改正後	改正前
扶養親族・同一生計配偶者	62万円以下	58万円以下
ひとり親の生計を一にする子		
勤労学生	89万円以下	85万円以下

7. その他

① 少額減価償却資産の取得価格の必要経費算入の特例は、**取得価格を 40 万円（現行 30 万円）未満に引き上げ、令和 11 年 3 月 31 日まで延長**されました。なお、適用できる取得価格の年間合計額は 300 万円に変更ありません。

② 国民年金保険料および国民年金基金掛金の控除証明書について、その内容を明細書に記載して提出することで確定申告書への添付・提示が省略できるようになりました。